

可児市農業委員会令和元年第 13 回農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年 12 月 4 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
開催場所	可児市役所 4 階 第 3 会議室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、勝野 英俊、日比野泰成、二宮 章二、 鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	井藤 平榮
事務局	課 長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議 案	第 64 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対 する許可について 第 65 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許 可申請に対する意見について 第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第 68 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画に対す る決定について 第 69 号 下限面積（別段の面積）の設定について
議 長 （菱川会長）	<p>令和元年第 13 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席につきましては、4 番井藤平榮委員より欠席届が提出されておりますので、出席委員は 13 名で定足数に達しております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の出席は 9 名です。</p> <p>これより、令和元年第 13 回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、11 番兼松君子委員、12 番高木伸敏委員の両名を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、議案第 64 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を審議するところですが、許可の要件を満たすため、</p>

先に関連のある、日程第6、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第6、議案第68号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。

今回の利用権の設定は、賃借権1件です。

この案件は、石井の方と兼山の方との間での賃借権の設定です。

土地の概要は、石井字浦田の農振農用地で、地目は田、面積は1,245㎡のうち500㎡の新規設定です。

令和6年12月までの5年間、利用集積を図るものです。

当該農地の北側及び南側は、平成31年3月18日に、当該農地の一部の農振除外を行い、南北はそれぞれ別の事業者が、令和元年11月15日に分譲住宅で転用許可を受けました。今回、南北の転用箇所に含まれた農地に利用権設定を行うものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りします。

日程第6、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを決定し、市長に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、これを決定し、市長に報告することに決しました。

議長 日程第2、議案第64号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第2、議案第64号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

今回は、売買による所有権移転が4件です。

受付番号1の案件は、兼山の方と兼山の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字殿町、地目は畑、面積は221㎡の農振白地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画することです。

譲受後の耕作面積は、先ほどの石井の筆も含めまして2,326.84㎡となります。

受付番号2の案件は、下恵土の方と大森の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字下長サ外3筆、地目は田、面積は合計5,855㎡の農振農用地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画す

るとのことです。

譲受後の耕作面積は 14,684 m²となります。

受付番号 3 の案件は、塩河の法人と塩河の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字善光田外 2 筆、地目は田、面積は合計 1,137 m²の農振白地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

譲受後の耕作面積は 5,361 m²です。

受付番号 4 の案件は、土田の方外 1 名と土田の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡、地目は畑、面積は 354 m²の農振農用地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

譲受後の耕作面積は 3,290 m²です。

以上ですが、受付番号 3 の案件は譲渡人が法人ですが、法人が農地を取得していた理由について補足説明します。

ここは左官業資材置場・駐車場として平成 20 年 4 月 28 日付けで 5 条許可により取得済みの農地ですが、事業未実施で今回所有権を移転することとなりました。なお、譲渡人からは、11 月 6 日付けで「農地転用事業を行わないことの誓約書」が提出されています。

事業実施と断念の経緯ですが、平成 20 年、譲渡人は資材置場・事業用車両の駐車場を確保するため、前所有者から農地 3 筆を譲り受けました。しかし、取得したものの前年より徐々に業績不振で、農地転用事業に必要な資金の確保が厳しい状況になり、事業は未実施のまま、結局前所有者が再度借受けて稲作を続けている状態でした。

こうした状況が 9 年間続いた平成 29 年の夏ごろ、前所有者が譲渡人に対し、事業を実施しないのであれば当該農地を買い戻したいと申し出て、話し合いが行われた結果、農地転用事業実施を正式に断念し、平成 29 年 9 月 26 日に売買契約が成立しました。現在、これらの農地はこの売買契約によって買主名義で仮登記されており、引き続き農地として稲作を行っていくとのことでした。

続けて、受付番号 2 についてですが、前回時効取得で審議をしていただいた件で、その時事務局の方からは、国からの通知に基づき農業委員会の審議結果を県の方に報告すると説明しましたが、通知文の解釈を誤っておりまして、県への報告は必要ないということでした。それは県にも確認済みです。今回、申請が 4 筆ありますけれど、通常どおり審議していただくということですのでよろしくお願いします。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

山 田 委 員

受付番号 1 番、兼山をお願いします。

14 番山田が説明します。

物件の概要ですが、場所は可児市老人施設の近くにあります。工場もありますが、総体的に静かな田園地帯です。

譲受人は、この畑を取得して耕作地の拡大を図るということでした。畑の脇に側溝があり、

雨水排水はこの側溝に流します。農業用水に影響はなく、何も問題はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 受付番号 2 番、大森お願ひします。

可児 (す) 委員 受付番号 2 番について、推進委員 7 番の可児が説明します。

場所は、大森旧農協支所より東へ 700m ほど入った農地です。前回時効取得された方の農地ですが、その中の二野大森トンネルを横切って奥にある農地は遊休農地でしたが、今は草刈りがしてあります。譲受人は申請地の近隣で耕作をしており、規模拡大のために売買で取得されます。

耕作歴 1 年とありますが、工場を営んでみえて、従業員の中に農業をされる方にもお願ひをして耕作するそうです。

議 長 受付番号 3 番、塩河お願ひします。

長谷川委員 推進委員 4 番の長谷川が説明します。

ここは塩河公園から約 300m 下のところにあり、現地を確認した結果、元どおりの状態で耕作されていますので何も問題はないかと思われまひます。審議をお願ひします。

議 長 受付番号 4 番、土田お願ひします。

三宅委員 推進委員 2 番の三宅です。特に問題はありません。よろしくお願ひします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りします。

日程第 2、議案第 64 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は当委員会として許可することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 65 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

なお、受付番号 7 及び 8 の案件は、2 番三宅祥雅推進委員が申請者であることから、「農業委員会等に関する法律第 31 条の議案審議参与制限」により審議に加わることができませんので、まず受付番号 7 及び 8 を議題とします。

また、日程第 5、議案第 67 号「農地法第 5 号第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」受付番号 1 も関連する案件ですので、併せて審議します。

それでは、2 番三宅祥雅推進委員の退席をお願ひします。

【三宅推進委員退席】

議 長 それでは、事務局の説明をお願ひします。

事務局 日程第 3、議案第 65 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の受付番号 7 及び 8 と、日程第 5、議案第 67 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 は関

連案件ですので、併せて説明します。

受付番号7の案件は、土田の方外1名と土田の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字堀口外1筆、地目は畑、面積は合計179㎡です。

転用目的は、測量設計業駐車場を整備することです。

受付番号8の案件は、土田の方と土田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字堀口、地目は畑、面積は95㎡のうち34.86㎡です。

転用目的は、貸駐車場を整備することです。

事業計画変更5条受付番号1の案件は、当初事業者の土田の方外1名と事業承継者の土田の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字堀口、地目は畑、面積は145㎡です。

転用目的は、測量設計業駐車場を整備することです。

いずれの案件も、農振地域外の3種農地と判断され、周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

事業の概要ですが、農地法第5条受付番号7の農地所有者が、受付番号8の農地所有者から贈与により農地の一部を取得し、自らが所有する農地2筆とともに3筆を土田の法人に対し駐車場として貸し出すものです。

なお、受付番号7のうちの1筆は、現在市外に居住の当初事業者（賃貸人）が、可児市に戻ってくる予定で住宅を建築して駐車場を整備する計画で、平成9年2月27日付で5条許可を受けましたが、転勤の都合で戻ってこられなくなり事業未実施です。

土田の法人（承継者）は、事務所の駐車スペースが不足しており、従業員も増員予定のため、駐車場を整備したいとのこと。造成については3筆とも承継者が行うとのこと。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長
奥村（久）委員

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

推進委員3番の奥村が報告します。

この土地は、土田地区センターから北東に500mくらいのところにある土地で、今説明のあったとおり平成9年に一度審議にかけられてOKが出たところを計画変更で買うということで申請が出ています。5条の8番の申請でこの土地を贈与でもらわれて、この分を含めて5条7番の申請で貸し出しを今回もう一度されるといようなことです。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長
日比野委員

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

この7番と8番の申請ですが、一つが賃借権設定で一つが贈与になっていますけれど、どうしてそうなったかという理由と8番の方の面積が図面上広いような気がしますがどうなのかということの2つをお尋ねしたいです。

事務局 まず、5条の7番と8番の申請の形態が違うというお尋ねですが、5条の7番は所有者が自己所有の農地を法人に対して駐車場として貸し出すということで、5条の8番につきましては、5条の7番の所有者が贈与によって所有した農地を法人に駐車場として貸し出すということから形態が違うということです。ただ最終的には、一体で貸駐車場として整備するということになります。

2つ目の件ですが…

日比野委員 2つ目の件はわかりましたので大丈夫です。

議長 その他何かご質問はございませんか。

【意見なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第3、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号7及び8については、当委員会としてこれを許可相当として、また、日程第5、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号1については、当委員会として承認相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、日程第3、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号7及び8については、当委員会としてこれを許可相当として、日程第5、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号1については、当委員会として承認相当として市に進達することに決しました。

それでは、2番三宅祥雅推進委員の入室着席をお願いします。

【三宅推進委員入室着席】

議長 続きまして、日程第3、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号1から6、受付番号9から17を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第65号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

先ほどの2件を含めまして、申請の内訳は、売買による所有権移転12件、贈与による所有権移転1件、賃借権の設定3件、使用貸借権の設定1件の合計17件です。

受付番号1の案件は、中恵土の方と愛知県北名古屋市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷外1筆、地目は畑、面積は合計504㎡の農振白地で3種農地と判断されます。

転用目的は、2棟の分譲住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

受付番号2の案件は、中恵土の方と可児市との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎外3筆、地目は畑、面積は合計6,230㎡のうち577.73㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、保育園駐車場を整備することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとすることです。

雨水排水は道路側溝を新設して排水、汚水排水はありません。

受付番号3の案件は、各務原市の方と中恵土の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は現況が畑の宅地、面積は252.73㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して一般個人住宅の庭と駐車場を整備することです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号4の案件は、瀬田の方と岐南町の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎外2筆、地目は畑、面積は1,746㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、6棟の分譲住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を設けることで土砂などの流出を防ぐとすることです。

雨水排水は排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。

この案件は、開発協議の対象となっており、令和元年10月10日付けで申請済みとなっています。

受付番号5の案件は、羽崎の方外2名と谷迫間の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字西屋敷、地目は畑、面積は666㎡のうち287㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとすることです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。

受付番号6の案件は、今の方と今渡の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今字北屋敷、地目は畑、面積は446㎡のうち177㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築することです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号9の案件は、土田の方と今渡の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池、地目は現況が畑の田、面積は651㎡のうち378㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

受付番号10の案件は、東帷子の方と坂戸の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字加治屋洞筋外1筆、地目は田、面積は合計2,574㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、10棟の分譲住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

この案件は、開発協議の対象となっており、令和元年12月3日付けで申請済みとなっています。また、令和元年8月29日付けで農振除外されたところです。

受付番号11の案件は、下恵土の方と下恵土の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉外2筆、地目は畑、面積は合計688㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、植林をすることです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

添付書類として、植林計画書を提出済みです。

受付番号12の案件は、下恵土の方外4名と名古屋市名東区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉外2筆、地目は畑、面積は合計2,588.2㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、9区画に宅地分譲することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

この案件は、開発協議の対象となっており、令和元年11月20日付けで申請済みです。

なお、現地確認の際にすでに造成が始まっていたので、事務局側から申請者側に工事の停止を指示しました。

受付番号13の案件は、下恵土の方と下恵土の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中島、地目は田、面積は976㎡のうち495㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、歯科診療所駐車場を整備することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

受付番号 14 の案件は、今渡の方と東京都練馬区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東外 1 筆、地目は畑、面積は 1,248 m²のうち 904 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、4 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。

受付番号 15 の案件は、川合北の方と川合の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字寺田、地目は畑、面積は 318 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅の庭と駐車場を整備するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 16 の案件は、川合の方と川合の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字烏帽子、地目は田、面積は 708 m²のうち 46 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、隣接する工場敷地の擁壁を設置するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック擁壁及び柵板などを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は土地改良区排水路へ排水、汚水排水はありません。

この案件は次に説明します受付番号 17 と同時申請です。

受付番号 17 の案件は、川合の方と川合の方による賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字烏帽子、地目は田、面積は 1,605 m²のうち 321 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、一時的に工事車両進入路を整備するとのことです。

転用期間は、許可日から令和 2 年 3 月 31 日までの 3 か月を予定しています。

周辺農地への被害防除策は、水稻耕作時でない時期の施行で仮設道路用鉄板を敷設して耕作土を保護するとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。</p> <p>受付番号1番から4番、中恵土をお願いします。</p>
山 田 委 員	<p>受付番号1から4について、14番山田が説明します。</p> <p>受付番号1の物件の概要ですが、場所は中恵土地区センター北へ400mのところ、現状防草シートがかけられており保全されています。</p> <p>雨水排水は道路側溝へ、農業用水に影響はないと思われ問題はありません。</p> <p>受付番号2の物件ですが、場所は県立可児工業高校の西になります。保育園の駐車場を整備するということですが、農業用水に影響はなく問題はありません。</p> <p>受付番号3の物件の概要ですが、場所は国道21号線川合交差点のすぐ東です。隣接する自宅の庭と駐車場を整備するということ、農業用水に影響はなく問題ありません。</p> <p>受付番号4の物件の概要ですが、場所は中恵土地区センターより北へ200m、すぐ近くに工場はありますが住宅街です。6棟の分譲住宅を建築するとのことですが、雨水排水は新設の道路側溝、農業用水に影響はないと思います。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長 渡 邊 委 員	<p>受付番号5番、瀬田をお願いします。</p> <p>受付番号5について、13番渡邊が報告します。</p> <p>場所は、瀬田幼稚園まで340m、広見東連絡所まで470mの南側にあります。現地は周囲が宅地の中にあります。東側は水路と道路、北側は道路、西側は畑、南側は水路と道路です。雨水排水は道路側溝、上下水道につきましては既存の埋設管に接続ということです。</p> <p>現地を確認しましたが、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長 鈴木（啓）委員	<p>受付番号6番、今をお願いします。</p> <p>8番鈴木が現地確認の報告をします。</p> <p>先ほど事務局の方から説明がありまして、一般基準判定につきましては何ら問題ないかと思いましたが、始末書の件でご説明したいと思います。</p> <p>現地確認を行った時には、この始末書はまだ提出されていませんでした。他の農業委員のご指摘もあり、申請の土地がすでに一部埋め立てられており、コンクリート張りも少しされて駐車場になっていましたので、すぐその場で、申請者の方も家に見えたので、事務局から始末書を出さないといけないというご指摘をしていただき、後日始末書が提出されたという状況です。</p> <p>その他に対しては、何ら問題はないかを見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長 三 宅 委 員	<p>受付番号9番、土田をお願いします。</p> <p>特に補足で説明することはございません。よろしくお願ひします。</p>
議 長 勝 野 委 員	<p>受付番号10番、東帷子をお願いします。</p> <p>5番の勝野が、現地確認の結果を報告します。</p> <p>この土地は、西約400mに西可児駅があります。資料を見ていただきまして、下の方に住宅がありますが、ここは若葉台団地の一番北の端にあたります。</p> <p>この辺りは土地改良を行いまして、確か平成4年か5年に仮換地がなされたと思います。</p>

が、譲渡人は、他にも土地を持っており、とても手が回らないということで仮換地の状態の時から団地の方に声をかけて畑を作っていただいていたところ、借りていただいていた方が高齢化で面倒をみていただけなくなり、今回売買をすることにし、この8月に農振除外も下りている、そういった土地です。

現地を見た範囲で、問題があるとすれば、東側の道路にたぶん下水とか水道が入ってくると思いますが、農道で整備された道路なので、そのあたりをしっかりと復旧というかその点をご指導していただけたらと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長
可児（勉）委員

受付番号 11 番から 13 番、下惠土お願いします。

3 番可児が発表します。

受付番号 11 ですが、ここは今渡南小学校の校庭の真裏で、入り道は学校の敷地からの方が早いくらいのところ、農地としてはかなり日陰の場所であり、今回植林ということで荒れ地になるよりはいいかなと思って見てまいりました。

続きまして、受付番号 12 ですが、先ほど事務局から説明があったとおり、工事の方が先行してしまっていたのですが、今現在はストップしているということで、かなり広い場所に分譲住宅を建てるということで、竹藪のそばのわりに比較的きれいにしている農地であると見てきました。

受付番号 13 ですが、この場所は文化創造センターから南に約 200m、整備されてきちんとしたところで、歯医者さんの駐車場を整備するということです。

特に問題ないと見てまいりました。みなさん、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長
浅野委員

受付番号 14 番、今渡お願いします。

推進委員 1 番の浅野です。受付番号 14 番について現地確認の報告をします。

場所は、国道 21 号線今渡交差点より南西へ 200m のところです。

転用目的は、分譲住宅を 4 棟建築する形で申請が出ています。

なお、面積が 1,248 m²あるので開発の対象となる土地ですが、904 m²に分筆しての申請となっています。

上水道は前面道路から、下水道は公共下水道へ各問題はないと思います。雨水排水は道路側溝へ流します。

現地確認の結果、問題はないと思いますが、皆さんの意見をよろしくお願いします。

議 長
大澤委員

受付番号 15 番から 17 番、川合お願いします。

2 番大澤が報告します。

受付番号 15 ですが、ここは売られる方がご主人を亡くされて相続した土地です。周囲も何軒か住宅が建ってきており、今回その家の近くの方に売られるということです。

今は農業を全然してみえなくて、何とか草の守りをしている程度です。そういったことで止むを得ないと思います。

続きまして、受付番号 16 ですが、ここは大きな田んぼできれいに作付けをしている方ですが、資料を見ていただくと、隣接する上の段に工場があると思いますが、高さが田んぼより 1.4m ほど高く、そこにコンクリート地を打って板張りがされて土留めをしてある程度で、年数が経って倒れかけてきました。直すには建物がぎちぎちに建っているため触れないということで、隣接の方にお問い合わせして 1.4m 分くらい分けてもらって、そこにき

ちんとコンクリートを打って傾きを直すということです。コンクリート壁を造ってきちんとするということなので、止むを得ないと思います。

受付番号 17 ですが、これは受付番号 16 の工事をするための進入路としての分で、そのためには一時転用が必要ということで申請が出されています。工事が終われば撤去して、また農地の戻すということで、一時転用ですので特に問題はないと思われます。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等がございますか。

大澤委員 事務局にお尋ねしますが、農地転用許可の権限は市長になったんですよね。そうした場合、市長が行う事業について、農業委員会の許可を取るべきものと取らなくていいものがあるわけですが、道路や学校などは取らなくてもいいですよ。でも、この保育園の場合は駐車場であるから農業委員会の許可が必要なんですか。保育園敷地であれば必要ない気がするし、道路敷地ならいらんと思いますが、そのあたりの仕分けはどこでどのように私たちは理解したらいいですか。

事務局 指定市町村になったということで、今年の 7 月から基本的には許可不要ということになりましたが、例外規定というものがあまして、その中に教育施設や福祉施設、庁舎などの施設、そういったものにつきましては、協議を行うもしくは許可申請を行うということで、今回に関しては許可申請で出てきました。

大澤委員 簡単に言って、教育施設としてとらえた場合は今の回答からするとどちらでもいいということですか。そうではないんですか。

言っていることがよくわかりませんが、取るべきものと取らなくてもいいものがあるはずなんですよ。それはどういう場合なんですか。

事務局 今回の場合は保育園なので福祉施設ですが、駐車場は施設に一体のものという考え方から協議もしくは許可申請が必要ということです。

大澤委員 今回は福祉施設だからいるということですね。教育施設ならいらんんですか。

事務局 教育施設も必要です。

大澤委員 では何がいらんんですか。

事務局 道路や河川などですね。

大澤委員 道路、河川はいらんんですね。

事務局 道路や河川は昔から土地収用法ですので、もともといらんいですね。今回、明確に農地法で定められているものは、福祉施設、庁舎、病院、学校で、これらについては許可が必要ということです。ただ、協議をして整えば、許可に見合うことになります。

今回については、福祉施設に該当しますので本来許可が必要です。ただ、許可ではなくて協議でも国は構わないと言っていますが、今回は許可申請をしたということです。

現在、柿田のインターチェンジ付近で市が計画を進めていますが、そういった市の事業に関しては許可不要の案件となっています。

原則許可はいらんんですが、今回のような件に関しては例外的に許可が必要だということです。許可については協議で行うことも可能です。

大澤委員 わかりました。

議長 その他何かご意見等ございませんか。

議 長 【意見なし】
 ご意見もないようですので、お諮りします。
 日程第3、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号1から6、受付番号9から17までは、これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
 異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題とします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第4、議案第66号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、説明します。申請は1件です。
 この案件は、当初事業者の若葉台の方が事業計画変更の承認を求めるものです。
 土地の概要は、若葉台一丁目外1筆、農振地域外の3種農地で、地目は宅地と山林、面積は合計で273.03㎡です。
 転用目的は、太陽光発電施設、貸駐車場、家庭菜園敷地にするとのこと。
 周辺農地の営農への支障はありません。
 雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。
 許可目的外の転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。
 この件につきまして、経緯を説明します。
 令和元年9月17日付けで貸駐車場として転用許可した案件ですが、地元農業委員より許可内容と異なる施設が建設されているとの報告により、9月27日に事務局が現地確認をしました。許可とは異なる太陽光発電施設等の整備が行われていたため、申請者に確認したところ、当初申請より土地の有効的な活用方法を考え、太陽光発電施設等にしたとのこと。また、周囲の状況から駐車台数を6台から3台にすることが妥当と判断したとのこと。
 許可内容と施設の内容が異なることから、行政指導により、承認前の着工ということで始末書を添付のうえ「事業計画変更承認申請書」を提出させました。
 現地確認時、駐車場の前に電柱と付属の引張線がありましたが、今月撤去が行われ、駐車場3台分の使用はできるようになるとのこと。
 周辺への影響には十分注意を払い施行するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑をかけないとなっており、特に支障はなく承認は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
 勝 野 委 員 5番の勝野が説明します。
 該当土地は、今年の8月に農転の申請が出され許可がおりたところですが、9月に入り近隣の方から駐車場を造ると聞いていたが太陽光発電施設ができていたという話がきましたので事務局にその旨連絡したところ、行政指導により今回のような、いわゆる事業計画変更という形で申請が出されました。

太陽光発電施設を造ってはいけないという規則はないようですので、致し方ないかと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 お尋ねします。もうできているんですか。今これから注意して事務局としては施行しますという説明でしたので工事はこれからやると思うんですけど、今の話だとすでに出来ているような感じですがどちらですか。

勝野委員 出来ています。

大澤委員 では、事務局の説明が違っているんですね。

事務局 ちょっと説明が誤っていましたが、ただ、最終的に電柱の撤去が残っていますので、その部分はこれからということもありましてこのように説明させていただきました。

【日比野委員挙手】

日比野委員 この地番ですけど、地目は宅地と山林になっていますが、事業計画変更を出してくださいという話なんですか。

事務局 これは先ほど話が合った4条許可申請の際に、もともと登記地目は宅地と山林でした。現況が畑のため、農地法の対象となり許可が下りましたが、今回、実際に転用許可内容と異なる目的で事業を行っていたと認められたため、事業計画変更申請をしていただくに至りました。

議長 その他、何かご意見等ありませんか。

【意見なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第4、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、当委員会としてこれを承認相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会として承認相当として市に進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第69号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7、議案第69号、下限面積（別段面積）の設定について、別葉の議案第69号と別添資料1に沿って説明します。

農地法第3条許可の基準の一つに、「農地の権利取得後の経営面積が原則として都道府県50a、北海道2ha以上になること」という規定があります。これを一般には下限面積制限といいます。

市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できます。

今年度は兼山地区を除く可児市では30a、兼山地区においては20aとしています。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議し、ホームページ等で公開することとなっています。

算定基準について説明します。

単位はアールで、10 a 以上 1 a 単位となっておりますが、運用上 10 a 単位としています。

農家は、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯を対象としています。

基準は、定めようとする面積未達の農地を所有している農家戸数割る可児市の農家戸数が概ね 4 割を下回らないということで設定しています。

なお、ここでいう農家戸数は、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯を対象としており、10 a 未満の農家戸数は差し引いています。

これらの基準をもとに、農家台帳データで集計を行った結果が、表のとおりです。

兼山地区を除く可児市では、4 割となるのは 25 a、兼山地区では 14 a です。

このことから、議案第 69 号、令和 2 年度の下限面積（別段の面積）の設定については、次のとおりとします。

兼山地区を除く可児市は、20 a に引き下げると農家割合が 4 割を下回るため、現行と変わらず下限面積 30 a とします。

兼山地区については、10 a に引き下げると農家割合が 4 割を下回るため、現行と変わらず下限面積 20 a とします。

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なし】

ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第 7、議案第 69 号「下限面積（別段面積）の設定について」は、原案どおり下限面積を設定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、本案件は、原案どおり下限面積を設定することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了しました。

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

それでは、報告事項について事務局から説明します。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について説明します。

11 月 1 日から 11 月 30 日までに届出のあった 11 月受理分について報告します。

下恵土の方外 3 名からの届出があり、内訳は相続に伴う届出の 4 件です。

田は 2 筆、面積は 1,519 m²、畑は 15 筆、面積は 5,248 m²、合計は 17 筆、6,767 m²となっております。

続きまして、農地の適正管理についてです。

農地を耕作していないことなどから、近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられている農地について、農地所有者に対して適正に管理するよう指導を行った

議 長
議 長
議 長
議 長
事 務 局

農地について報告します。

11月については、別添資料のとおり書面にて指導を行いました。

次に、連絡事項について説明します。

次回の現地確認は、11月5日受付締め切り分につきまして、12月26日木曜日に行います。

令和2年第1回の総会は、令和2年1月6日月曜日、午後3時30分から、全員協議会室で開催します。

議

長

これもちまして、令和元年第13回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。